

井 上 毅 論

——秘書時代——

柴 山 正

A Study of Kowashi Inoue :
His Secretarial Years

Tadashi SHIBAYAMA

I. はじめに

魏志倭人伝によると、邪馬台国の女王卑弥呼を補佐した人が二人いる。秘書は、人間が共同(集団)生活を始めた時代から存在していたことになる。その起源は古い。

さて秘書の名称や形態も時代により変化している。わが国の秘書は、第15代応神天皇における神功皇后や推古天皇における聖徳太子の「摂政」、天皇や皇族に仕えた「舎人」、大宝律令によって制定された中務省の図書寮の長官である「図書頭」、天皇に近侍する「侍従」、書き役である「大内記・中内記・小内記」である。

平安時代に入ると「蔵人所¹⁾」が設けられた。鎌倉幕府は、將軍を補佐し、政務を総括する「執權」を設け、この下に軍事・警備・従者である御家人の統制を司る侍所、一般政務を司る政所・訴訟・裁判を担当する問注所などが置かれ、侍所と政所の長官は「別当」、問注所の長官は「執事」と呼ばれた。この長官を補佐する「寄人」や書き役である「右筆」がいた。このほか「小姓・近習・茶坊主」も補佐を担っていた。

室町幕府は、將軍を補佐して幕府の政務を総括する職として執權に代わり「管領」を新設した。管領は、絶大な権力を与えられ、侍所、政所、問注所、評定衆などの中央諸機関を統轄するとともに、將軍の守護に対する命令も管領を通して行われた。この時代には、政所と問注所の長官は「執事」、侍所の長官は「所司」と呼ばれた補佐役である。

江戸時代には、將軍の補佐役として必要に応じて設けられた最高職である「大老」、政務担当の「老中」そして老中の補佐役である「若年寄」、さらに將軍の側近中の側近である「側用人」がいた。また若年寄の管理下で幕府の出す公文書の作成や記録を管理し、老中を補佐した「奥右筆」や書き役としての「表右筆」がいた。

明治に入り、天皇を補佐する「太政大臣・左右大臣」がいた。そして官僚組織の中で、初めて「秘書」が登場する。1874(明治7)年の海軍省秘史局に、秘書官、権秘書官、大秘書、小秘書、秘書副の職名が見受けられる²⁾。そして1885(明治18)年に、内閣制度の制定後における「内大臣」や「参議・卿」は、天皇を補佐した。その後、政治家の秘書を始めとして、企業でも、個(私)人でも、秘書を重要視することになる。秘書は、いかなる時代においても、補佐役として重要な役割を果している。

明治時代に大久保利道、岩倉具視とくに伊藤博文の「補佐役・参謀」として活躍し、「大日本帝国憲法や教育に関する勅語」の起草に当たった1人である「井上毅」について考察する。

(井上毅の詳細な考察は、筆者の能力をはるかに越える問題であることを付記しておきたい)

II. 生誕から明治維新まで

井上毅は、1844（弘化1）年2月5日、熊本藩細川家家老長岡監物の家臣飯田権五兵衛と美恵の三男として、熊本城下竹部に生まれた。幼名を多久馬といったが、20歳の時に「毅」に、そして1866年、23歳の時、同じ長岡家の家臣である井上茂三郎急死のため、その養子となり、「井上毅」を名のり、雅号を「梧陰」と称した。

表1. 井上毅略年譜 (no.1)

西暦	和暦	年齢	事 項
1844	弘化1	1	又家来飯田権五兵衛と美恵の三男として出生。幼名多久馬
1846	3	3	百人一首すべて暗唱
1852	嘉永5	9	主君長岡監物の必田堂に入学
1856	安政3	13	藩儒木下犀潭塾に入門し四天王
1862	文久2	19	藩校時習館に入学し居寮生に抜擢
1863	3	20	多久馬改め「毅」に。雅号梧陰
1864	元治1	21	横井小南と儒教・仏教・キリスト教について問答
1866	慶応2	23	井上家の養子となり「井上毅」に
1867	3	24	仏語習得のため江戸に行くが、幕末維新の動乱のため帰藩
1868	明治1	25	仏語習得のため長崎へ。戊辰戦争に従軍
1869	2	26	(東京遷都)

彼は、幼時から秀才の誉れ高く、3歳で「百人一首をすべて暗唱した」といわれている。しかし微禄の下級武士の子弟であるが故に、幼年時代は満足して勉学に励むことができなかつた。9歳の時、家老長岡監物が創設した必田堂に入学する。ここで学んでいた「11、2歳の頃、同学の子供達が集って、奪読の競技をしたところ、彼の番に回ると矢のように素早く読み下し、一字一句の誤りもなく、字音の反切、字訓の注釈など完璧で、全くつけいるすきがなく、一同、書物を見つめて、ただ呆然としていた」という。また彼は、母の手助けとして夜の明けないうちに起き出し、かまどの前で朝飯を炊くのを日課としていたが、これは母への孝養もさることながら、一つには、かまどの火を灯として読書できるのを楽しみにしたのだ³⁾」といふ。

そこで主君長岡監物は、彼の抜群の才能と精進を認め、藩儒木下犀潭塾に推せんし入塾する。するとここでも竹添進一郎、木村弦雄、古荘嘉門らとともに四天王と称されるのである。そして19歳で藩主細川重賢創設の藩校時習館に入学することができた。本来なら倍臣の子は、藩校に入学する資格さえなかった。しかし藩儒木下が、俊才の彼を熊本藩のために生かそうと奔走した結果である。ここで朱子学を学ぶことになる。彼は、この時習館で名誉ある居寮生に抜擢される。家来のその家来である身でありながら、居寮生になりえたのは、藩の重臣たちに認められたからにほかならない。

この居寮生時代の21歳の時、井上は熊本郊外に閑居中の横井小南（56歳）を訪ね、儒教、仏教、キリスト教について問答し、横井からキリスト教について教示を受け、宗教と政治に関心を抱いたといわれている。

1867（慶応3）年24歳の時、藩命により、幕末・幕府の洋学教育機関である開成所（東大前身）で、フランス語を習得するために江戸に行くが、幕末維新の動乱のため帰藩する。しかし翌年、長崎に赴き、引き続きフランス語を学習した。

木下犀潭塾から明治維新までの10年余が、井上の勉学一途の時代であった。

III. 渡欧と重臣への接近

1870（明治3）年、27歳の時、再び上京し、大学南校（東大前身）の小舎長・中舎長を命ぜられ、始めて出仕するが、翌年辞職する。しかし、その年の暮れ、司法省に採用された。そして井上は「辛未学制意見」で実力を發揮した。これが司法省の上層部の目にとまり、翌年、司法卿江藤新平の欧州における法律制度取調べのための海外調査団の一員に選抜された。そこで約1年間、フランスとプロイセンで憲法、法律、政治制度を研究した。

表2. 井上毅略年譜（no.2）

西暦	和暦	年齢	事 項
1870	明治3	27	上京し、大学南校小舎長・中舎長
1871	4	28	舎長を辞職し司法省十等出仕。辛未学制意見
1872	5	29	司法省中録・大録・明法大属。仏・独で憲法・法律・政治制度を研究
1873	6	30	帰国後、司法省七等出仕
1874	7	31	内務卿大久保利通の対清交渉に随行。伊藤博文に九州巡視の報告書が認められる。
1875	8	32	司法省六等出仕。二等法制官。権中法官。「王国建国法」（仏語翻訳）を出版。「讒謗律」
1876	9	33	法制局主事。岩倉具視に「国憲起草の詔勅案について」意見を求められる。
1877	10	34	太政官大書記官
1878	11	35	内務大書記官（大久保利通暗殺される）
1879	12	36	制度取調局長
1880	13	37	再び太政官大書記官。渡清

帰国後の1873（明治6）年、30歳、司法省七等出仕、32歳で六等出仕、二等法制官、権中法官となる。そして井上は、この時、渡欧時代の研究成果として、フランス語の原本を翻訳し、解説を加えた「王国建国法」を司法省明法寮から出版した。ここで井上は、フランス憲法とプロイセン憲法を比較し、「上ニ成ル者」（欽定）と「下ニ成ル者」（民約）があり、民約憲法下のフランスは、「相剋が絶えず不安定である」のに対し、欽定憲法下のプロシアは、「君民調和し政情が安定」しており、「はるかに優れた憲法である」と結論づけている。彼のこの考えが「大日本帝国憲法起草」につながるのである。

この前後、井上は、重臣たちへの接近を開始し、自己の経論を訴え始める。1874（明治7）年31歳の時、征台の役の事後処理のため、清国に出発しようとする大久保利通に、対清交渉に関する上申書を提出し、その能力を認められ隨員に加えられ、頭角を現わすことになる。しかし大久保とともに臨んだ対清交渉だったが、成果は得られなかった。そして佐賀の乱（1874年）西南戦争（1877年）の時期には、大久保利通の下に従っている。また司法省権大検事岸良兼養の九州出張に随行した時の報告書を、たまたま目にした伊藤博文に、「その才能を認められた」という。

1875（明治8）年には、伊藤博文の下で、尾崎三良と「讒謗律⁴⁾」を起草している。また西南戦争中に明治天皇の西下に、伊藤博文とともに随行を命じられている。伊藤の下で、壬午の変や甲申政変を巡って、朝鮮問題にも深くかかわっている。さらに井上は1885（明治18）年、日清交渉の全権大使に伊藤が任命され、朝鮮問題に関する日清間で締結された天津条約に調印したときも随行している。こうして井上は、太政官大書記官、内務大書記官、参事院議官となり、明治政府の権力機構に終始することになる。

1874（明治7）年頃から、自由民権運動が盛んになり、国会開設の要求が、岩倉を初め政府首脳を苦しめた。2年後、岩倉具視から「元老院に公布する国憲起草の詔勅案について」意見を求められたことが、憲法問題にかかわる端緒となった。明治14年に大隈重信から政党内閣、

国会即時開設の意見がでると、その対策のためにプロシア憲法による欽定憲法構想をまとめて、岩倉に提出した。その後、帝国憲法の基礎となる岩倉の「大綱領⁵⁾」も起草している。

薩長藩出身でない井上毅が政府首脳に認められたのは、「体制肯定の理論とそれを表現する文才による」といわれている。井上を明治国家で不動の存在にしたのは、「明治14年の政変」である。

IV. 明治14年の政変

この政変のきっかけは、政府が1881(明治14)年8月13日に決定した開拓使官有物払下げ事件であった。すなわち「政府は、10年計画で北海道開拓に1400余万円もの大金を投じた。その満期が明治14年であった。そこで薩摩の開拓長官黒田清隆は、現時点でも300万円の価値ある鉱山や工場などを、わずか38万円余で同郷の実業家五大友厚らに、しかも無利息で30年賦で払下げようとした事件」である。

表3. 井上毅略年譜 (no.3)

西暦	和暦	年齢	事 項
1881	明治14	38	「明治14年の政変」。政府の憲法綱領作成。参事院議官（私擬憲法案）
1882	15	39	内閣書記官長。ロエスレルに師事し憲法調査に従事。軍人勅諭の起草
1883	16	40	本格的に憲法起草開始。（岩倉具視没）
1884	17	41	（華族令の制定）
1885	18	42	臨時官制審査委員。（初代総理大臣伊藤博文誕生。内閣制度の制定）。初代法制長官
1888	21	45	兼枢密院書記官長。憲法及び皇室典範その他付属法典の立案完了。肺結核
1889	22	46	臨時帝国議会事務局総裁。大日本帝国憲法の発布

この政府決定が公表される以前の7月に、大隈重信系の沼間守一の「東京横浜毎日新聞」や大隈に近い福沢諭吉の影響下による「郵便報知新聞」が、この概要を報道したのである。黒田清隆は、「リークの元は大隈以外にはありえない」と激怒し、伊藤博文あてに「實に憎むべきの甚しきは、陽にはいささか異情どころではなくかえって賛成し、陰に奸計を以て打崩すべき企て……此の機に乘じ東京横浜・報知新聞にて一昨日來非難罵言、その手筈鏡に掛けるがごとし⁶⁾」と憤慨やる方ない真情を吐露している。

この自由民権運動の盛んな時期に、降って湧いたようなこの事件は、民権派にとって格好の政府攻撃の材料になった。この時点においては大隈優位であった。

1878(明治11)年、大久保利通の死後の政府は、伊藤博文と大隈重信両参議の双頭体制であったが、実質的には寄合所帯であった。そして憲法制定と国会開設をめぐって大隈は、国会の即時開設を主張し、伊藤と井上馨らは漸進的意見を保持していた。そこで大隈は、伊藤に図らず、つまり独断で左大臣有栖川熾仁親王を経て、急進的な意見を捧呈した。これが「大隈重信の建議」で、その概要是、「第一、国議院開立の年月を公布せらるべき事、第二、国人の輿望を察して政府の顯官を任用せらるべき事、第三、政党官と永久官を分別する事、第四、宸裁を以て憲法を制定せらるべき事、第五、明治15年末に議員を選挙せしめ、16年首を以て国議院を開かるべき事、第六、施政の主義を定めらるべき事、第七、総論⁷⁾」から成っている。伊藤にしてみればこの建議を独断で上奏した大隈の態度やその内容が、政党内閣の主張、国会の即時開設というもので納得できなかった。この大隈の建議に対する井上起草の意見書は、次のとおりである。

「1. 主上聖慮確定廟議書一を示す。

2. 内閣の一致を示す。
3. 此人心動搖の際此勅諭あるに非ざれば、挽回無_二覚束_一更に換言すれば人心の多数を政府に牢絡する事無_二覚束_一。
4. 此勅諭は縱令急進党を鎮定するは能はずとも優に中立党を順服せしむべし。全国の士猶中立党多し今此挙あらざれば彼等も変じて急進党となる事疑なし。
5. 此勅言に依て政党を判断せしめ反対党は明かに抵抗を顯はすに至るべし、是極めて得策なり。

以上の理由なるにより毅は必要不レ可レ易と存候。若此一段を闕候はば百事無力に相成可レ申と確信仕候。先時匁々奉_二言上_一十分に微意を尽さず遺憾に奉レ存候間猶奉_二陳述_一候。頓首再拝。10月7日⁸⁾」この建議と開拓使官有物払下げ問題に関して、大隈と伊藤の対立は決定的となつた。

この頃、大隈と福沢諭吉一派が「薩長政府転覆を企てているという陰謀説」が流布した。これを危険視した伊藤博文、山県有朋、山田顕義、井上馨、西郷従道、寺島宗則ら薩長勢力は、井上毅が作成した勅許状に連名し、天皇に「開拓使官有物払下げ中止と大隈罷免」を願い出た。そして大隈を除いた薩長諸参議によって朝議され、官有物払下げは、即座に中止になった。しかし天皇は、大隈罷免については躊躇されたが、「各参議の訴えにより決定した」という。これが「開拓使官有物払下げ中止、大隈罷免、10年後の国会開設の勅諭⁹⁾」で終る「明治14年の政変」である。大隈重信の敗北¹⁰⁾であった。

この政変の意義は、開拓使官有物払下げの中止にあったのではなく、大隈一派のイギリス流の議会主義を追放し、政府主導の下にプロイセン的な帝国憲法体制の樹立にあった。ここに井上毅が暗躍する舞台が出来あがるのである。三宅雪嶺は「寄合所帯の内閣が動搖する時、属僚が自ら載く所の為に奔走し、中にも矢野文雄と井上毅が相ひ分かれて競争す。共に太政官大書記官の官職にあり、各々惟幕の方を恃みて相下らず。矢野は気品を高くし、闘志に乏しく、且つ未だ官僚生活に通ぜず、専ら三田派を後援にし、大に活躍せんことを期せるが、井上は比較的年長にして、官僚生活に慣れ、明党心に富み、猜忌心に強く、権力者の下に敵と闘うを好み大隈と共に矢野等に打撃を加へんことを欲す。矢野は策士と思はれて策を施さず、井上は表面に出でず、外間に知られず、陰密に画策して致らざる無し¹¹⁾」と評している。

また井上の個人的な事情を察すると、福沢諭吉に対する異常なまでのライバル意識がうかがえる。もちろん私情は別にして、井上は、この時代に「憲法がいかにあるべきか」を考えていたのも事実である。そして、これからの政府の中枢は、薩長が握り続けると判断した。そこで井上は、伊藤の大隈打倒に協力したのではなく、積極的に大隈一派を追放したといえる。なぜならこの政変の直前に右大臣岩倉具視や参議伊藤博文に、帝国憲法の性格をイギリスとプロイセンを比較しながら説明し、プロイセン憲法が、天皇制に適合するゆえんを説き続けているからである。すでに井上は、大隈一派を打倒するチャンスを伺っていたとも考えられる。この政変は、まさに井上の勝利だったのである。

この政変前後は、井上が岩倉と最も密着していた時期であり、憲法問題が大きな比重を占める。1881(明治14)年7月5日に、上奏した「岩倉具視の憲法構想」も井上毅が起草している。また伊藤あてに「プロシア風の憲法を行う事はかくのごとき風潮の中において至難の勢なるべしといえども、今日にありては、なおこれを挙行し多数を得、以て成功に至るべし。何となれば英國風の憲法論いまだ深く人心に固結するに至らずして、地方の士族中、王室維持の思想なおその余瀝を存するもの、必ず過半におればなり。もし今を失のうて因循に付し、二、三年の

後に至らば、天下人心すでに胸に成功（成算）ありて、百万弁説すとも挽回に難く、政党の多数全く彼に属して此に属せず、政府より提出せる憲法の成案は与論の唾棄する所となり、而して民間の私擬憲法¹²⁾終に全勝を占むるに至るべし。故に今日憲法制定の挙はむしろ早きに失うもその遅きに失うべからず」という手紙¹³⁾を出している。プロシア風の欽定憲法を早急に制定することを訴えている。

V. 大日本帝国憲法

明治14年の政変後の政府機構の改革の一環として、太政官内に参事院が新設され、初代議長に伊藤博文そして井上毅も参事院議官となった。この参事院は、内外の法制に通曉した官僚により構成され、憲法や諸法令の起草・審査する機関であった。

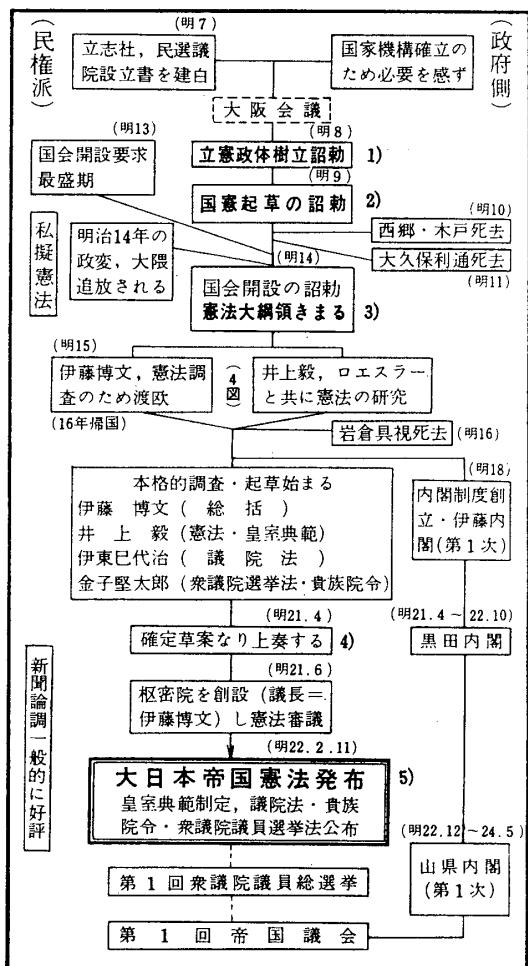
政変の翌年、政府は伊藤博文を欧州に派遣し、憲法の調査にあたらせた。伊藤は岩倉あてに「博文来欧以来……独逸にて有名なるグナイスト・スタインの両師に就き、国家組織の大体も了解する事を得て、皇室の基礎を固定し、大権を墜さざるの大眼目は充分相立ち候間、追て御報道申上ぐ可く候。実に英、米、仏の自由過激論者の著述而己を金科玉条の如く誤信し、殆んど國家を傾けんとするの勢は、今日我国の現情に御座候へ共、之を挽回するの道理と手段とを得候。……両師の主説とする所は、邦国組織の大体に於て、必竟君主立憲体と協和体の二種を以て大別と為し、君主立憲政体なれば、君位君權は立法の上に居らざる可からずと云の意なり。故に、憲法を立て立法行政の両権を並立せしめ、恰も人体にして意想と行為あるが如くならしめざる可からずと云。……¹⁴⁾」という概要の手紙を送っている。このことは、井上が海外調査団の一員として学んだ「上ニ成ル者」の考え方と一致する。

1883（明治16）年、伊藤の帰国と入れ違うように、元勲岩倉具視が没する。これから後は、伊藤が名実ともに主導権を握ることになる。そこで伊藤は、天皇を政府の中心にし、「立憲君主」に育てるため、宮中改革に着手し、翌年、華族令を制定した。ついで1885（明治18）年には、

これまでの太政官制を廃止して内閣制度¹⁵⁾を創立した。第1次伊藤内閣の閣僚14名の内訳は、旧長州藩4名、旧薩摩藩4名、他に旧幕臣・旧土佐藩出身で占められ、藩閥内閣として批判された。もちろん井上毅も法制長官として入閣している。

井上は、伊藤が欧州へ憲法調査に派遣されたあと、内閣書記官長を兼ね、外務省顧問であつたドイツの法学者ロエスレルに師事し、憲法調査に従事することになる。1882（明治15）年、

表4. 大日本帝国憲法成立の経過



出所：森末・小沢監修「社会科資料図解大事典」
全国教育図書 1965年 p.341
注(筆者)：井上起草 1) 2) 3) 4) 5) (自由党史上・下)

井上毅論

初代参謀本部の山県有朋は、軍人勅諭を発案し、西周に草案させ、それに井上が筆を加えて完成したといわれている。そして翌年、井上は、宮中に特設された制度取調局御用掛を兼任し、伊藤巳代治、金子堅太郎らと伊藤を補佐し、本格的に憲法起草を開始するのである。井上は主として憲法及び皇室典範の起草を担当した。

1888（明治21）年、憲法草案が完成すると、それを審議するために枢密院¹⁶⁾を設置し、首相である伊藤博文が議長となり、井上は内閣法制局長官兼枢密院書記官長、翌年、臨時帝国議会事務局総裁に就任した。そして天皇臨席のもとに枢密院で秘密裏に審議が重ねられ、1889（明治22）年2月11日に、憲法が国民の前に明らかにされた。これが大日本帝国憲法（明治憲法）である。

それは井上の人生の中で最も充実した時期でもあった。あの政変後の井上は、憲法起草、外交問題など多忙を極め、その前年には肺結核となり、病魔と闘いながらの憲法の完結であった。しかし宮内省侍医であるドイツ人ベルツは、「2月9日（東京）東京全市は、11日の憲法発布をひかえてその準備のため、言語に絶した騒ぎを演じている。到るところ、奉祝門、照明、行列の計画。だが、こっけいなことには、誰も憲法の内容をご存知でないのだ。2月11日（東京）日本憲法発布。天皇の前には、やや左方に向って諸大臣、高官が整列し、そのうしろは貴族で、そのなかに、維新がなければ立場をかえて現在將軍であったはずの徳川龜之助や、ただ1人（洋服姿でいながら）なお正真正銘の旧い日本のまげをつけているサツマの島津侯を認めた。珍妙な光景だ！天皇の右方は外交団。広間の周囲の歩廊は、他の高官連や多数の外人のため開放されている。皇后は、内親王がたや女官たちと共に、あとより続かれた。長いすそをひく、バラ色の洋装をしておられた。すると、玉座の左右から、それぞれ1人の大臣が一つずつ卷物を持って進み出たが、その1人はもとの太政大臣三条公だった。公の手にあった方が憲法である。他方の卷物を天皇は手に取ってお開きになり、声高らかに読み上げられた。それは、かねて約束の憲法を自発的に国民に与える決定を述べたものであった。次いで天皇は、憲法の原本を黒田首相に授けられたが、首相はこれを最敬礼で受取った。それが終ると、天皇は会釈され、皇后やお付きのものを従えて、広間を出ていかれた。式は、わずか10分間ばかりで終了した。……残念ながらこの祝日は、忌まわしい出来事で気分をそがれてしまった—森文相の暗殺である。2月16日（東京）……日本憲法が発布された。もともと国民に委ねられた自由なるものは、ほんのわずかである。しかしながら、不思議なことにも、以前は「奴隸化された」ドイツの国民以上の自由を与えようとはしないといって憤慨したあの新聞が、すべて満足の意を表しているのだ¹⁷⁾」と記している。

VI. 教育に関する勅語

井上が病魔と闘いながら精魂を傾けた仕事は、大日本帝国憲法の起草と教育勅語の起草であったといえよう。

表5. 井上毅略年譜 (no.4)

西暦	和暦	年齢	事 項
1890	明治23	47	宮内省文書秘書官長。国会開設の勅諭。「教育に関する勅語」の起草
1892		49	条約改正調査委員
1893		50	枢密院顧問官。文部大臣
1894		51	文部大臣を辞職し療養
1895		52	子爵。永眠

教育勅語済発の動機は、1890（明治23）年2月に開催された地方官会議における「德育涵養ノ義ニ付建議」であった。そこで時の首相であり、内相を兼任していた山県有朋は「軍人勅諭ノコトガ頭ニアル故ニ教育ニモ同様ノモノヲ得ンコト」を望んでいた¹⁸⁾ので、この建議を容認し、まず東京大学教授で貴族院議院の中村正直に草案起草を依頼し、中村草案8点が完成した。井上法制局長官は、この中村草案に対して、山県より、意見を求められ、「宗教色が強く、勅語にふさわしくない」として、教育勅語にふさわしい次の7つの条件を回答した。

(1)井上毅の教育勅語に関する見解¹⁹⁾

第一、此勅語は他ノ普通ノ政事上ノ勅語ト同様一例ナルベカラズ、天生聰明之君為之師トハ支那ノ旧説ナレドモ今日ノ立憲政体ノ主義ニ従ヘバ君主ノ心ノ自由ニ干渉セズ、今勅諭ヲ發シテ教育ノ方嚮ヲサルルハ政事上ノ命令ト區別シテ社會上ノ君主ノ著作公告トシテ看ザルベカラズ

陸軍ニ於ケル軍事教育ノ一種ノ軍令タルト同ジカラズ

第二、此勅語ニハ敬天尊神等ノ語ヲ避ケザ旨ベカラズ、何トナレバ此等ノ語ハ忽チ宗ル上ノ争端ヲ引起スノ種子トナルベシ

第三、此勅語ニハ幽遠深微ナル哲学上ノ理論ヲ避ケザルベカラズ、何トナレバ哲学上ノ理論ハ必反対ノ思想ヲ引起スベシ、道之本源論ハ唯ダ専門ノ哲学者ノ穿鑿ニ任スベシ決シテ君主ノ命令ニ依リテ定マルベキ者ニ非ズ

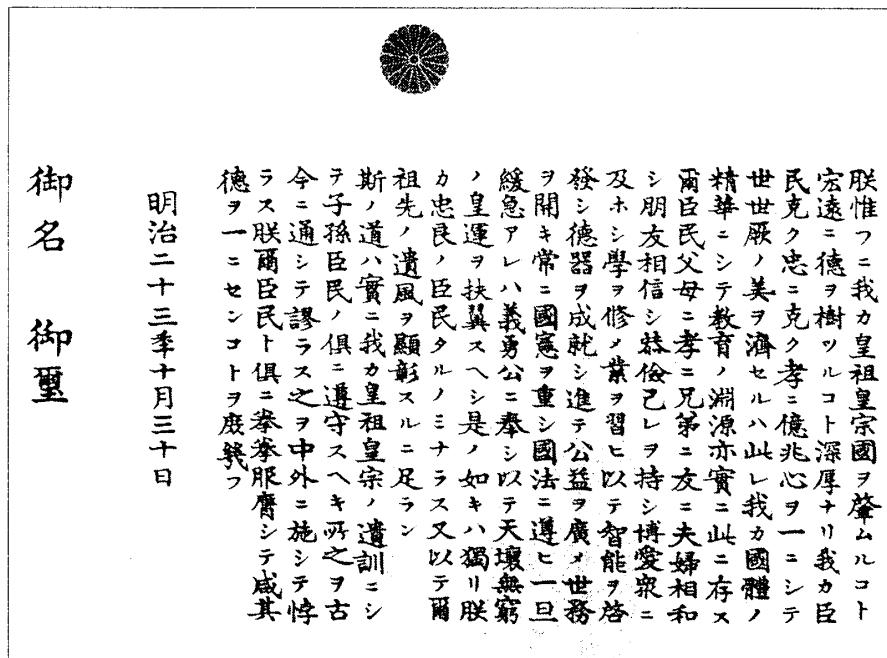
第四、此勅語ニハ政治上ノ臭味ヲ避ケザルベカラズ、何トナレバ時ノ政事家ノ勸告ニ出デ至尊ノ本意ニ出ズトノ嫌疑ヲ来スベシ

第五、漢学ノ口吻ト洋風ノ氣習トヲ吐露スベカラズ

第六、消極ノ疎忽戒惡之語ヲ用ウベカラズ、君主ノ訓戒ハ汪々トシテ大海ノ水ノ如クナルベク、淺薄曲悉ナルベカラズ

第七、世ニアラユル各派ノ語氣アルベカラズ

表6. 教育勅語全文



出所：森川輝紀「教育勅語への道」三元社 1990年 p.7

この意見に賛同した山県は、井上に教育勅語の起草を依頼した。しかし井上は、これらの条件を満たすことは不可能と思い、いったんは断っている。しかし山県の再三の強い要請により、1890（明治23）年、元田永孚とともに勅語起草に着手した。そして元田は8点の草案を、井上は23点の草案を起草し、修正を重ねたうえで、同年10月23日に「教育に関する勅語」（教育勅語）が発布されたのである。

この勅語は、全315文字で三部分、すなわち、まず「朕惟フニ」から始まる國体觀、次に「爾臣人」からの帝国臣民の守るべき徳目、そして「斯ノ道ハ」の君臣が一丸となって実践する決意から構成されている。この勅語は、天皇・皇后の御真影の各学校への配布と同時に、学校儀式を通じて従順な帝国臣民づくりに利用された。そこで臣民として国家目的を遂行するために、教育勅語を具体化したものが、小学校教育における「修身科」である。島崎藤村は、天長節（天皇誕生日）の状況を「“氣をつけ”と呼ぶ丑松の凜とした声が起つた。式は始まつたのである。主座教員としての丑松はかえつて校長よりも男女の少年に慕われていた。丑松が“最敬礼”的一声は言うに言わぬ震動を幼いものの胸に伝えるのであつた。やがて、“君が代”的歌の中に、校長は御影を奉開して、それから勅語を朗読した。万歳、万歳と人々の唱える声は雷のように響き渡る²⁰⁾」と記している。キリスト教徒の内村鑑三は、「1891（明治24）年、第一高等中学校嘱託教員のとき、教育勅語の礼拝を拒否し、職を追われた」このことは信教の自由とともに教育の自由にもかかわる問題として話題になった。

教育勅語は、ある意味において、大日本帝国憲法よりも大きな役割を果たしたといえる。なぜならこの勅語は、臣民の徳義を諭す日常生活の規範だからである。

VII. 晩 年

教育勅語を完成した井上は、法制局長官を辞任し、閑職である枢密院顧問官についたが、1893（明治26）年、第2次伊藤内閣の文部大臣に就任させられた。この頃には、「相當に肺結核が進行された」といわれるが、井上は、再び、病魔と闘い、まさに身を削って文部大臣の職責を全うした。その成果は、実務教育に対して力の限りを尽くした産業教育振興政策である。これらを含めた井上の業績は、初代文部大臣森有礼をしのぐものであろう。

明治政府のブレーンで、卓越した官僚政治家である井上も病気には勝てず、翌年8月、1年5ヶ月で文部大臣を辞退した。そして井上は、葉山の別邸で静養に努めた。死の二ヶ月前には、その勲功により子爵を授与された。しかし、時すでに遅く、この子爵授与の勞を取った伊藤博文に「札を書き送れる状態ではなかった」という。そして日清戦争の最中、1895（明治28）年3月13日、弱冠52歳で不帰の人となった。井上は、1894（明治27）年12月29日に「国家多事の日に際して、蒲団の上に死す。斯る不埒者には、黒葬礼こそ相当なれ²¹⁾」という遺言を残したという。まさに明治国家を想う井上らしい辞世の言葉である。

伊藤博文は、井上毅を「忠実無二の人物にて、殊に國家有用の学識を有し、明治8年以来、岩倉・大久保二老の親任を受けのみならず、枢機の事務ほとんどあづからざるなし。十有余年間、軍国の大計に関する機密の文案十中七八、同人の起草にあり。二老薨去後、博文その遺図を継ぎ、わずかにその職を守るを得、同人の助力を受候、事蹟枚挙すべからずと存じ候。就中、立憲組織の計画及び憲法立案の重事、字々句々、其満腔熱血をそそぎ候と申しても過言にはこれなく候²²⁾」と評している。

VIII. おわりに

幕末維新の重鎮である大久保利通・岩倉具視そして伊藤博文に接近し、高く評価されたきっかけは、井上の学識と文才によるものであった。特に伊藤のもとにおいては、秘書であり参謀として生涯を過ごすことになる。

明治政府における井上毅の役割は図り知れない。なかでも大日本帝国憲法の起草と教育勅語の起草そして短期間の文部大臣時代における産業教育振興の基礎を築いたことである。井上が病気と闘いながら、これらを完成したことは、まさに「憂国之情」に尽きる。徳富蘇峰は、「彼が精励、信実、清廉なる官人的生涯は、實に一代の標本と言わざるを得ず。彼は身を明治政府に委ね、遂にその職責に討死したる也。否な其の職責以外の責任に討死したる也。彼が事理を研究、探討するの精苦、刻磨なるを以て、彼が國務を憂慮するの深惻、痛切なると思えば、彼は学者として、また愛國者として、實に活ける典模といわざるを得ず。然れども彼は愛國者と云はんよりも、寧ろ憂国者と云ふの、更らに精當適確なるを見る也。彼の死後一日、其の屍体に皮下注射をなすや、医師矍然として曰く、如何にも衰弱したるものかな、全身殆んど血をすら剥さずと。彼は實に國家の為めに、其の汗血を絞り尽したる也²³⁾」と評している。

帝国憲法における井上の立場は、始終、「上ニ成ル者」（欽定）であった。しかし、教育勅語に対する考え方、「今日ノ立憲政体主義ニ従ヘバ君主ハ臣民ノ良心ノ自由ニ干渉セズ」であった。にもかかわらず、彼が軍人勅諭のような教育勅語を起草したのは、必ずしも山県有朋の強い要請からだけではなかったのではなかろうか。むしろ、その時代が井上の「憂国之情」をふるい立たせたのであろう。それにしても「彼は国民の先動者としてよりも、政府の参謀官として、寧ろ成功したりき²⁴⁾」である。

注

- 1) 蔵人所=現在の秘書室や秘書課の原初形態といわれている。
- 2) 森脇道子編「秘書概論」建帛社 平成4年 p.87
- 3) 唐澤富太郎編「図説教育人物事典（下）」ぎょうせい 昭和59年 p.571
- 4) 讒謗律=言論統制令で、政府・官吏批判あるいは過激な民権論を封することを目的とした。現在の名誉毀損罪の原型。板垣退助監修「自由党史（下）」五車樓 明治43年 pp.204~205参照
- 5) 多田好問編「岩倉公実記（下）」原書房 昭和43年 pp.717~729参照
- 6) 坂野潤治「大系日本の歴史13近代日本の出発」小学館 平成元年 p.72
- 7) 前掲「岩倉公実記（下）」pp.703~715
- 8) タイムス pp.765~766
- 9) タイムス pp.716~729（井上起草）
- 10) 参議大隈重信を初め、農商務卿河野敏鎌、駅逓総監前島密の罷免、更に、その一派とされる統計院幹事兼太政官権大書記官矢野文雄、統計院少書記官牛島卓造・同権少書記官犬養毅・同尾崎行雄、外務省権大書記官中上川彦次郎・同権少書記官小松原英太郎、会計検査院一等検査官小野梓、農商務省大書記官田口元学・同権少書記官中野武昌、文部省権大書記官鳥田三郎・同権少書記官田中耕造、大蔵省権小書記官森下岩楠らが罷官された。
- 11) 三宅雪嶺「同時代史」岩波書店 昭和26年 p.138
- 12) 私擬憲法（民間で起草された憲法私案の総称）で有名なのは、①植木枝盛「東洋大日本国憲案」、②自由党系立志社「日本憲法見込案」、③改進党系交詢社「私擬憲法案」、④千葉卓三郎「日本帝国憲法（五日市憲法）」など、その他多数あり。

井上毅論

- 13) 春畠公追頌会「伊藤博文伝（中）」統正社 昭和19年 p.249
- 14) 前掲「伊藤博文伝（中）」p.245
- 15) 内閣制度＝天皇の指名による内閣総理大臣のもとに各省の大蔵が内閣を構成し、議会にではなく天皇に対して責任を持った。
- 16) 枢密院＝大日本帝国憲法における天皇の最高の諮問機関で、元勲、枢密院顧問官、閣僚より構成され、憲法で「枢密顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニヨリ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ國務ヲ審議ス」と規定され、広範囲に及んだ。
- 17) 菅沼竜太郎訳「ベルツの日記（上）」岩波書店 昭和54年 pp.134～138
- 18) 仲新監修「日本近代教育史」講談社 昭和52年 p.115
- 19) 家永三郎監修「日本史資料（上巻）」東京法令 昭和48年 pp.533～534
- 20) 島崎藤村「日本文学全集 9 島崎藤村集（一）」集英社 昭和41年 p.89
- 21) 德富蘇峰「蘇峰文選」民友社 大正5年 p.485
- 22) 桑原武夫編「世界伝記大事典 I」ほるぷ出版 昭和53年 p.154
- 23) 前掲「蘇峰文選」 p.489
- 24) ノ p.488

参考文献

1. 高柳・竹内編「角川日本史辞典」角川書店 昭和55年
2. 坂井雄吉「井上毅と明治国家」東京大学出版会 昭和58年
3. 辻義教「評伝井上毅」弘生書林 昭和63年
4. 内山・熊谷・増田「近世日本教育文化史」学芸図書 昭和42年
5. 坂本太郎「世界各国史14日本史」山川出版社 昭和50年